

第十三回
国会

参議院文部・外務連合委員会會議録第三号

昭和二十七年五月六日(火曜日)午後三時二十八分開会

出席者は左の通り。

文部委員
委員長 梅原 眞隆君
理事 高田 眞子君
相馬 助治君
木内 キヤウ君

委員

木村 守江君
高橋 道男君
堀越 儀郎君
山本 勇造君
荒木 正三郎君
矢嶋 三義君

外務委員
委員長 有馬 英二君
理事 野田 俊作君
委員 杉原 荒太君
團 伊能君
平林 太一君
伊達源一郎君
金子 洋文君
大隈 信幸君

委員

政府委員
文部大臣官房渉外ユネスコ課長 釘本 久春君
事務局側
常任委員 石丸 敬次君
常任委員 竹内 敏夫君
常任委員 会専門員 坂西 志保君
常任委員 会専門員 志保君

常任委員 久保田 貫一郎君
会専門員
参考人
日本ユネスコ協
会連盟理事長 勝本 清一郎君
東京外国語
大学学長 澤田 節藏君
日本育英会会長 前田 多門君
ユネスコ日
本社理事長 須磨 彌吉郎君
中央区ユネス
コ協会会長 司 忠君

本日の会議に付した事件

○ユネスコ活動に関する法律案(内閣提出・衆議院送付)

○委員長(梅原眞隆君) 只今から文部・外務連合委員会を開会いたします。

今日は、前回の連合委員会の決定によりまして、参考人のかた々から御意見を伺います。

開会に当りまして、連合委員会を代表いたしました一言御挨拶を申し上げます。先ず、今日は本会議のために開会の時間が意外に遅れたことを深くお詫び申し上げます。ユネスコ活動に関する法律案は、只今本連合委員会において審査中でございますが、この法案の重要性に鑑みまして、この方面の識者の御意見を承りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じまして御出席をお願い申し上げましたところ、御多用中にもかかわらず連合委員会の要請に応じ曲げて御出席を頂き、ここに御意見を拝聴させて頂く機会を得ましたことを深くお礼申し上げます。これから

御意見をお伺いしたいと思っておりますが、すでに参考人のかた々には法律案及び関係資料を御送付申上げて置きました。念のため改めて申し上げます。一、日本ユネスコ国内委員会の所轄官庁、一、日本ユネスコ国内委員会委員の構成、一、日本ユネスコ国内委員会委員の選任方法、以上でございます。それ以外の点につきましては、本法律案及びこれに関連する問題に関する御意見がございましたらお聞かせを願いたいと存じます。御意見をお伺いいたします。順序は公報掲載によりたいと思っております。

なお文部、外務連合委員のかた々へに申し上げますが、御質疑のおありのかたは、参考人のかた々へ御意見を一通全部終了いたしましたから、御質疑を願いたいと思っております。それから本日御足労下さいました参考人のかた々へは、ほかに、前田日本育英会会長及び松尾読売新聞社論説委員の御両名の御出席をお願い申し上げますが、それへ御都合がつかず出席できない旨の御通知がございましたから御了承を頂きたいと存じます。

それでは勝本清一郎さん御意見をいたします。○参考人(勝本清一郎君) 勝本でございます。お呼び出しにあずかりまして、誠に有難うございました。最初の問題、日本ユネスコ国内委員会の所管、政府機関という問題でございますが、この問題につきましては、日本ユネスコ協会連盟及びその構成団体で、全国で以て九十五ございまして、長いこと考えましてございまして、これがこれについては未定ということに初めは申しておりました。併しその未定という意味は、やはり政府のほうで責任を持つておきめ頂く、こういう意味だつたのでございまして、ただ全部お任せしてしまひます。最後に何か意見を聞かれたときに困るというので、未定としておいたわけでございます。大体政府案にありまして、且つその第七條に外務大臣との関係が規定されておりますように、「その事務が国の對外施策に關連する場合に於ては、外務大臣と緊密に連絡する」ということで、私どもは非常に好都合に行くのではないかと考えております。私どもの只今やつておりますユネスコ活動の実情から申しますと、全国の教育委員会、その中に特に社会教育課、或いは文化課といつていろいろとございまして、各都道府県や各市町村のそういう課との連絡が非常に多い実情であります。大体いいますとユネスコ・ゼミナールといつたようなものを催して、青年団の人たちであるとか、或いは公民館の関係者であるとか、そういう人たちが集つて参りまして、ユネスコに関する講習を受けておられますので、そういう上から国内活動に關しては文部省のやつておる仕事と非常にタッチしておる面が多いものでございまして、この政府案の通りで大変結構ではないかと

ましたときにも、日本では民間のユネスコ活動が非常に盛んになつておる。そういうことを理由にして申込まれたと思うのでございますが、その民間のユネスコ活動というものは主として地域的なユネスコ活動だつたと思うのでございます。それから又、衆議院と参議院とでユネスコの加盟に関して、今まで御決議がございましたけれども、その中でも特に民間運動というものが日本では盛んである、これは援助しなければならぬということが御決議の中にあつたと思うのであります。又昨年ユネスコへ日本が加盟するときに、日本政府の代表が向うへ行つて話されました中にも、日本では民間でユネスコ活動が非常に盛んになつておるから日本を加盟させて欲しいという発言をされたと思うのでございますが、そういう意味で地域的なユネスコ活動の領域を代表するといふ者が特に一つの範疇として、この案の中に入つて来ているといふことは、これは特に日本の実際の今までの実績と申しますか、実績に副つたものとして、私どもは大変喜ばしく思つて、若しもこういう法案がお通し願えますれば、私どもはこの法案の趣旨に副つて地域的な活動に全力を尽して参りたいと思うのでございます。

それから次に、日本ユネスコ国内委員会委員の選任方法でございますが、これに関しては選考小委員会というものが設けられることと、それから附則によつて丁度三分の一ずつ交替して行くといふ案になつていふと思つたのでございますが、この選考小委員会で選考するといふ方法、これは大臣の任命で以て単純な任命で行くといふ方法、それから一般の選挙で行くといふ方法、どちらにも一長一短がありますので、その中間の案になつておると思つたのであります。この選考小委員会で行くといふことは、実際には日本では長いこと行われておる方法だと思つたのであります。選挙の場合でもいろいろな会で以て役員を選考するといつたようなときに、実際の選挙によらないで選挙によつていふ場合が多いし、又任命という場合でも、或る一人の任命権者が独断できめるといふことは実際にはやはり少いので、何人かの人で相談をしていふといふのが実際の事情であります。長いこと行われていふといふことは、やはりそういう方法に何かいい点があるからであると思つた。丁度そういう實際に行われておることを制度の上にはつきり出すといふ方法になつていふかと思つた。その点選考小委員会という制度で以て行くといふ方法が非常にいいのではないか。それからなお且つ私どもの希望したいことは、選考小委員会が選考する場合に、実際のユネスコ活動をしていふといふことを基準にして選考して頂きたい。そういうことをすべてはつきりして頂きたい。若しも実際の活動の実績で以て選考して行くようになりまふと、その人個人、或いはその人の所属している団体、その委員の任期中に十分なユネスコ活動を行なかつた場合には、その人は留任することができないで、他に非常にもつとユネスコ活動をしそうな団体の代表者なり、個人が選ばれて来るといふことになりまふから、すべて問題がそうはつきりいたしますと、いやでもこのユネスコ国内委員になつた人はユネスコ活動をする。又そういう委員を出してゐるような団体はいやでもユネスコ活動をする。しない者はだんだんに淘汰されて行くといふことでその選挙をばつきり形の上に現わして行くといふことは非常に公明正大な、且つ又ユネスコ活動を全般的に非常にいやでも行わせる制度になりはしないか、そういう工合に考えますので、この制度がうまく運用されまふと、日本のユネスコ活動は国民全体の眼の前で非常に公明に且つ活潑に行われて行くことになりはしないかと思つたので、私はこの選考小委員会を設けて選考して行くといふ方法に大変期待を持つていふものでございます。

以上大体三点について意見を申し上げました。

○委員長（梅原眞隆君） 次に澤田節蔵さんの御意見を伺います。澤田さんどうぞ……。

○澤田（澤田節蔵君） 澤田でございます。只今御質問になりました三つの問題に対する私の回答は、この政府提出の原案にもそれ／＼示されてある結論と同一でございます。

と申しますことは、先ず第一に所管の問題につきまして申し上げますと、大體政府で作られます基礎は、終戦直後でございまして昨年の末まで存続いたしました教育刷新審議会で、このユネスコの問題をとき／＼取上げて論議しておりました。たゞ／＼日本学術会議のほうでもユネスコに関する特別の委員会がございまして、別個にこの問題を討議されておつたわけでありまして。昨年に加緊するといふことがきまる機運になりましたので、この両者の間で極く非公式にこの問題を如何に取扱うかと

いふことの話を始めましたのが手始めで、結局この国内委員会設置の問題並びにユネスコ活動に関する問題を一括して話し合うために世話人会といふものを作りまして、多分十回ぐらい会合していろいろ話し合つたと思つたのであります。それからそれは教育刷新審議会と、それから学術会議だけではありませんで、文化の方面、あとには日本のユネスコの国内運動をしておられますユネスコ連盟のかた／＼にも御参加を願つて一応のプランを作つたのであります。その後だん／＼機が熟しまして結局政府で以てこの準備会を作られて、二十五人ですか、各方面のかたを網羅された委員が任命されまして、そして私も前後数回呼ばれて、政府に答申したものに基いて今回議院に提出されております法律案ができたのであります。従つてそれからたび／＼の会合で皆で意見の交換をしました。際に、この所管の問題がなか／＼やかましい問題になつて、或いはこの法律案にありまふように、文部省の所管にすべきであるといふ議論もあり、又これは外務省の所管にすべきであるといふ議論もあつたのであります。と申しますことは、このユネスコの問題は一方国内問題であると同時に、他方国際問題であるのでありますから、この国際問題を重く取上げて考えまふといふと、これはやはり外務省の所管とすべきであるといふ御議論が出て来ることは当然であります。ところが教育、科学、文化を通じて推進するユネスコ活動の国内の分野のことを考えまふと、これはやはり文部省の方面で取扱ふ部面が非常に多いのでありますから、これは文部省

でやるべきだといふ議論が出るのは当然だと思つた。こういうことは単に日本だけではありません。すでにユネスコに加盟しております多数の国でもこの議論が繰返されまして、或るところは文部省の所管となり、或るところは外務省の所管となり、時には日本では総理府と申しまふよりか、大統領直轄になつておる所もあるように聞いております。文部省の所管になつております。これが一番多いのではないかと思つた。そこでいろいろ今申し上げましたたび／＼の会合で今の議論が聞かれましたに際しまして、どうもいろいろ日本の立場から見ると、いろいろの議論には皆理窟があります。私は実は一時総理府にこれが所屬を求めることが妥当ではあるまいかといふ考えで、準備会に試案を提出したのであります。ところがどうも総理府のほうでは行政整理の關係から、総理府直轄の審議会、委員会を整理して行くといふ態勢であることを聞きまして、それから従来私の極く僅かな経験であります、総理府に所屬して問題になりますことは、実は総理大臣直轄なのです。から、総理がすべてのことに熱を示してやつて頂ければこれはどうも有力な機関はないのかも知れんのですが、なか／＼総理大臣御多忙でそれは行きませう、いろいろな事務關係のほうでもいろいろ多数の審議会、委員会等を御世話なされるためですか、やはりどうも日本の現状では予算を取ることにしまして、どうも総理府でお願いしておることが主義上非常に結構なんですから、やはりどうも実効を擧げて頂くには、やはりどこか一つの省に、これは自分の

所管のものであるという考えの下にこ

と、初め五十名であつたものがその後

あるのでありますから、そういうとこ

何か特別の法制を作つて行かなけれ

とは、これは殖やして頂いて我々は結

れをやつて頂くことが妥当であらうと

これを百名に殖やしておる。ところが

ろからいろいろ考えて見ますと、日

ば、議会のかた／＼がこれに参画して

構だと思ひますが、まあやはり三人、

いうので、どうも總理府の直轄とい

これは全般的の意見は聞きませんけれ

本も大体五十名程度のところが頃合

いう印象を持つたのです。併し今申上

ならず多数であります、ほかの振合

ことを私も言ひ出しましたけれども、

ども、米国の国内委員のことについて

の数じやないかと私は考えたのであ

ります。併しいろいろ／＼の三方面から考

から見て余り議会のほうの数に他のほ

これを無理に押し通すことができない

相当な知識を持つておられる二、三の

えて、これに関連します分野を考え

ます。併しいろいろ／＼の多方面に

うのかたの数と比較して多数になり過

ような状況である。たゞ／＼外務大臣

名では足らんといいことで百名にした

て見ますという、なか／＼多方方面に

いよ／＼国内委員会を作るときには、

た通りであります。やはり第一回は、

と文部大臣のお話で、結局これは文

は、原案には参議院一名ずつという

字にいたしたのですが、聞きますと、

衆議院のほうではこれに修正があり

るかた／＼を適宜二十名か三十名程度

ましたというユネスコの問題としては

並びに国内情勢に即応して、このユネ

スコ運動を推進して行くといふこと

院、衆議院一名ずつでなければいけ

かたをおきめになつて、そうしてその

国際的に關係する面が広いのであり

は、これは相當頭を要するじやない

とだといふ話を聞いておりました。そ

いというのじやない、そういうたよう

る。そうして第一の発足をなさること

が立つので、どこかやはり一つ根拠を

つたかた／＼が中核体となつて、そう

よになりなりましたときに、今の行政

府、立法府のお話も聞いておりました

て、この法律が通過しましたと、

ならん。これはユネスコの国内委員

このユネスコ運動の展開をやつて頂

ける。併しいろいろ／＼の各方面から考

え、併しいろいろ／＼の多方面に

る。併しいろいろ／＼の多方面に

任務というものは、申上げるまでも

つたかた／＼が中核体となつて、そう

よになりなりましたときに、今の行政

府、立法府のお話も聞いておりました

て、この法律が通過しましたと、

非常な重大なものであつて、なか

このユネスコ運動の展開をやつて頂

ける。併しいろいろ／＼の各方面から考

え、併しいろいろ／＼の多方面に

る。併しいろいろ／＼の多方面に

かむずかしい、容易ならざるものが

このユネスコ運動の展開をやつて頂

ける。併しいろいろ／＼の各方面から考

え、併しいろいろ／＼の多方面に

る。併しいろいろ／＼の多方面に

と思ひます。従つてこの法案の中

このユネスコ運動の展開をやつて頂

ける。併しいろいろ／＼の各方面から考

え、併しいろいろ／＼の多方面に

る。併しいろいろ／＼の多方面に

人的の構成につきましても、さうい

このユネスコ運動の展開をやつて頂

ける。併しいろいろ／＼の各方面から考

え、併しいろいろ／＼の多方面に

る。併しいろいろ／＼の多方面に

ことを念頭に入れて作り上げた法案

このユネスコ運動の展開をやつて頂

ける。併しいろいろ／＼の各方面から考

え、併しいろいろ／＼の多方面に

る。併しいろいろ／＼の多方面に

○委員長(梅原眞隆君) それでは前田さんの御意見を伺います。前田さんどうぞ。

○参考人(前田多門君) 遅れまして申し訳ありません。第一に甚だ弁解がましく恐縮でございますけれども、私はこのユネスコの関係はユネスコの準備会の会長ということでありまして、それほどもほんの議事の進行を諮りましただけの関係でございます。この前にこの案の実質をお作りになりましたユネスコの世話人会、これにお出になりましたのがここにおいでになります。勝本さん、澤田さんなどが御関係でございます。殊に有力にいろいろ実質的に御検討になったのでございまして、それらの案に基きまして短期間開かれました準備委員会において、私は委員長としてただ議事の進行を諮つただけでございますから、正直のところを申し上げます、私はこの実質について非常な皆様の御参考になりますようなことを心得ておらないように思いますので、この点私は非常に恐縮に存じておる次第でございます。

さてお尋ねの三点でございますが、大体におきましてその三点につきましては、只今澤田さんのお話は全部伺つたのでございますが、大体におきまして澤田さんの今の御意見と私は同一でございます。この国内委員会と申しますのは、非常に微妙な性質を持つておりますし、又寡聞にいたしまして多くの行政委員会或いは諮問委員会のことを存じておるわけではございませんが、どうもほかの委員会、公に国家が作りましてある委員会の中では特殊な地位を持つておる委員会ではないかと思つてございます。大体におきまして性質

は諮問委員会ということになつておりますけれども、併しながらただ受身になつて諮問に答えるというばかりでなく、内外のユネスコの目的といたしまして、内外の団体に対して連絡活動を活発にいたしまして、又これは活発にいたさなければその趣旨が達しないことでございます。それから国内の団体でございまして、それから国内の団体と国内の団体との連絡の要衝に当る仕事もいたします。それからユネスコ国内委員会自体が法律でお作りになるくらしいものでございまして、立派な公の国の機関でございますけれども、併しながらただそこに政府の意思だけが重きをなすというだけでは、到底その目的は達せられないのでございまして、民間の意思というものが盛んに盛り上つて行つて、それが反映して政府と共に国内外に向つて連絡上の活動をいたさなければならぬというようなことがございまして、非常にこれは特殊な地位、性格を持つてゐるものだと思います。従つてその構成につきましては、いろいろこれは考へべき点があると思つてございまして、大体におきまして世話人会がお繰りになつたものを基といたしましてでき上りましたこの準備会の決議によりまして政府が原案をお作りになつたのでございまして、三点につきましては、大体この法律案の出しております線が適当ではないだらうかと私は考へております。それ以外のことを申しますと、若しも重複して時間をとるのも如何かと思ひますので、若し何か御質問等でもございしましたら、私のできます限りのことはお答えをいたしたいと思ひます。なお大変思ひやりのある委員長の

お話をいたしました、まだ一時間くらいは私ここにおることができそうです。……。

○委員長(梅原眞隆君) 次に須磨彌吉郎さんの御意見をお述べ願います。須磨さん願います。須磨さんどうぞ。

○参考人(須磨彌吉郎君) 私は音声を害しておりますので、甚だお聞き苦しいと思ひます。……。三点につきましては只今皆様がたから申されたことに全然私は同意でございます。特に附加えることはございません。

ただ全般的御審議に当りまして、或いは御参考になり、延いては三点にも間接に關係あるものと思ひますので、一言さして頂きますならば、最近私は地方をよく歩きまして、地方のユネスコ並びに国連協会等に関するかたゝとのお目にかかる機会があつたのでございまして、まさに我が日本が国際連合等にこれから参加をいたす非常に重要な場面に接してゐる今日におきまして、実情を申し上げますならば、ユネスコ運動というものは余りよく徹底をいたしておらないように存するのでございまして、そのゆゑは、いろいろなことがございまして、知りませんが、今の日本の風潮といたしましては、全般的な風潮の現われでもございまして、よく知りませんが、何となくはなしにセクシヨナリズムと申しますか、いろいろその城郭を固んで、そしてお互に離れないという風潮が各方面に見られたのでございまして、ユネスコ活動についてもさうな懸念がいろいろあるように私見受けるのでございまして、これをこの機会に、この重要な法案の御審議に当りまして、さうなるものを一掃するといふお立場からお考え下さることが

一番妥當なことではあるまいかと思つてございまして。殊に委員の構成並びに選考等も含みます場合にございましては、何とかしてこのユネスコ運動というものを特に国民に徹底をさせる、これは即ち世界に對して徹底させるわけでございますから、その点から御配慮に相成りまして、成るべく一致した行動がとれるような仕組になるように御審議に相成ることを切望いたしますのでございまして。

又今回のお尋ねとは的はずれでございますが、知りませんが、私の私見を附加えまして頂きますならば、ユネスコと申しますと、国民から見ますと何か国際連合とは全く違つたものかのごとき考えを持つておるようなところも少なからずあるのでございまして、御承知のごとくこの国際連合から生まれたのがユネスコでございます。我が日本が国際連合に加盟いたしますならば、これはまあ同一一体のものであります。ただ手段等が違つただけでありますから、私の私見といたしましては、今の日本の状態においてこの国連の關係並びにユネスコの關係を有効ならしむるためには、若しでき得ればこれを一つの組織にして運用するようなことが或いは適當でないかと思つてございまして。あたかもよし、今日国際連合協会の会長は参議院議長佐藤さんであらせられますが、例えば私の私見でございますが、そこに又ユネスコの總本部があるということになりますと、この運動を徹底いたします上において非常な便利があると同時に、国際的に進出します場合にはいよいよほど便利があるのではなからうかと思つてございまして。

直接の御質疑には的外れでございまして、重要なこの法案の御審議に當りまして、全体としての御考慮にあずかりたいと思ひましてその点を私指摘申上げるだけでございまして。ほかは何もございせん。

○委員長(梅原眞隆君) 次に司忠さんの御意見を伺ひます。

○参考人(司忠君) 私司でございます。本格的にユネスコ運動に国が乗出して法文化して行つたことは、誠に我々運動に携わる者としては感謝すると同時に感激するものでございまして。併し如何に法文化しても、この予算というものについての、これは私の希望でございますが、相當の予算をお取りになるのではありませんか、この重要なユネスコ活動というものが實際問題として行詰るのではないかとこの点におきまして、ぜひ、一つ予算を御計上願ふことに特別にお願い申し上げたいのであります。現状としましてはユネスコの名前すら知らない者が多い今日であります。この点を一つ十分お取上げを頂きたいと思ひます。それ以外のことにつきましては、すでに参考人から御報告がありました通りに、私には、もう同感でございまして、大した意見はございせんが、ただこのうちで以て文部省の所管といふことについては異議がないのであります。国内委員会活動の國際的性格に基いて発生する對外施策に關する事業の處理は外務省が恐らく當られなければならないと思ひます。七条の二項にありまして「国内委員会に對し必要な便宜を手え、これに協力するものとする」といふだけでは、私はどうも足りない。いまだ少しく

外務省の強力な御協力を頂くような方法にして頂くことが、尤も一本のものになつた場合はともかくとして、今日の情勢から行けば、そういうような方法に一つして頂きたいというのを希望いたします。殊に只今須磨先生からお話がありましたように、国連との関係というものをどうするか。ユネスコの実際運動を實踐してある者として、この調整を如何にすべきかということに常々悩むのであります。国連というものとユネスコというものは別なものだというような觀念を今日では抱かしてあるところ、非常に運動の上において悩む点が多いのでありますから、これらの点も一つ十分御考慮頂きたいと思ひます。その以外のことについては大して意見はございません。皆さんと同様の意見でございます。

なお希望として申し上げたいことは、我々ユネスコ運動をいたしております者として、先ほど申し上げましたようにユネスコそのものの名前さえ知らない者が多い今日、どうかこれだけの大きな運動をいたします上におきましては、少くとも小中学、高等学校の教科書に、いわゆるユネスコ精神というくらいのもは入れて頂くように、特にお願い申し上げます。

以上を以て私のあれを終わります。

○委員長(梅原眞隆君) これで参考人のかたの御意見は一応伺いましたので、委員各位の御質疑のあるかたから御質疑を願います。

○金子洋文君 今須磨さんから国連とユネスコの関係のお話があつて、ユネスコをその関連において一つのしつかりした組織に持つて行つてもいいという御希望ですが、それと所管の関

係はどういうふうなものでございましょうか。

○参考人(須磨彌吉郎君) これは若し国連と一緒にするといふようなことになりますれば、必然に外務省と文部省の共管といふような形になるのではなからうかと思ひます。そうすることが又自然であります。先ほど前田さんのお話の中にもありましたように、ユネスコ運動を初め言うときは、外務大臣がユネスコ運動を非常に宣伝して申込んだような次第もありますから、今までも今も司さんからもお話のように、いま少し強力な協力が欲しいといふこともこれはあるべきだと思ひます。いんや国連との関係がもつと密接になることになりますれば、文部大臣と両省の共管といふようなことになるとよいかも知れない感じがいたします。

○金子洋文君 それからセクションナリズムの問題が出て、我々が一番心配しておるのは、それと関連した官僚化、官僚的支配になつてはいけない。それから民間の運動を重んずることは当然ですが、今まで地方に廻つていへる／＼聞いた点で、よい面と悪い面両方ありますが、悪い面ではややユネスコ屋が少し跋扈するきがある。これが痛感される。これはやはり防がなければならぬ。そこでそれと関連して選任の問題です。委員の選任の問題ですが、それ／＼規定があつて選任の小委員会を開いてそこで選ぶ、これは大体それでよろうと思ひますが、最初の選任するスタートをする場合の文部大臣、附則第二項ですか、これによると、第九條第一項の規定にかかわらず、内閣の承認を経て文部大臣が任命する二十

五人以内の国内委員会第一回委員会を選ぶ場合が非常に疑義のあるところだと思ふのです。というのは、これは勝本さんや澤田さんや前田さんたちの準備委員会、どういふお話があつたかそれ／＼合せてお尋ねしますが、この大臣が選ぶ二十人か二十五人か、その数はつきりしませんけれども、下手をははつきりしませんけれども、全体が委員になる虞れがあるのではないか。これはよくあることです。二十人集ると、半分選んで半分選ばない……みんな連想します、あなたもおやりなさい、あなたもといふことになる、どうしても集つた全部を委員に選ぶ傾向がある、今までも……今度はないかも知れませんが、そういう弊害を生む虞れがある。そこで何人かわかりませんけれども、この最初の推薦者は国内委員会の委員にならないという規定が何かあるならばよほど弊害が縮められるのではないかと……いふに考へるのですが、これは準備委員会の問題になりませんでしたか。

○参考人(澤田節藏君) 準備委員会では準備委員の人がすぐに横滑して委員になるといふようなことは申合せたこともありませんし、これからあつたこともありませんし、これからはどうなるか知りませんが、今おつしやつた通りに六十人のうちで二十五人はもう一遍選ばれたらもう一つとなるんだとは聞いてはいないのです。ですが、然らばどういふ方法にしたらいいか、世話人会のときも準備委員会ときにもいろいろ／＼お知照を皆さんに拝借してやつたのですが、できるだけ広く、今申上げたようにユネスコの活動は、範圍が広いのですから、広い方面のかた／＼にいろいろ／＼なします。そうすると引

受て下さらんかたがありますし、それから引受けて下さつていても一遍も会に來られんかたがありますし、そこで實際やつて見ますと、何かこういふ委員会を作りますときには、初め何だかおしい／＼と皆さんあれも入らなければいかにのだ、これも入らなければいかにのだといふことになりますが、實際やつて見ると來れなかつたり何かしてゐるので、實際問題としてやりましますときには、どうも初めのときにその二十五人の選定は、上ほど慎重にやつて頂ければこれは問題ないのですが、当初何かさういふことしか方法がないだらうといふことでござんと思ひます。

これまで随分いろいろ苦心しました。殊に教育とか科学の面になりますと、割合話がいろいろです。教育の面なんか割合広いけれども、ごた／＼いろいろ意見がありました。文化なんかになりましますと、ごた／＼非常に広い方面になりまして、さうして又その広い面もつかまなければいかにことになりましますし、ですからこれも我々の考へで今おしつやるような懸念もいたしましたし、最善でないのかも知れませんが、いろいろ／＼去年の春からやつて來ました経験と皆さんの御意見を参酌して、最善でないかも知れんがこういふ方法しかないだらうという結論なんです。

○委員長(梅原眞隆君) 他に何か御質疑ございせんか。

○高橋道男君 考へ方について一つ御教示を願ひたいのでございますが、ユネスコ活動は、国際連合憲章の目的を完遂するために教育、科学、文化を基礎としての運動ということが主眼であるのか、或いは教育、科学、文化を通

じての政治運動が主体になるべきであるのか、その点についてお考えを聞きたいと思ひます。ユネスコのボデー氏あたりも、純然たる政治運動ではないといふことをどこかで発言された記録を見たことがあるのでございしますが、純然たる政治運動じやない。併し教育、科学、文化に関する運動でもある。或いははつきりと劃切つた態度を持つことができないのかも知れませんが、その態度によつて、この機關を今後運営して行く人員の構成などの上にも影響があるかと思ひますので、その点を伺いたしたいと思います。

○委員長(梅原眞隆君) ちよつと参考人のかたに申し上げますが、御発言なさるときにちよつと委員長に申しまして御発言して下さい。

○参考人(前田多門君) 只今御指名ございましたか。

○高橋道男君 どなたでも……。

○参考人(前田多門君) 私の理解いたすところによりますと、ユネスコというのは国際連合の専門機關でございまして、ILOとかWHOといふものと同一序列にあるかと思ひます。これは私は広い意味におきましてはどんな問題でも政治に関係ないものではないと思ひます。けれども本来の性質といたしましては、私はユネスコは政治活動はすべきものではない、こう考へております。更に私はユネスコの總會に代表としてやつて頂きましたが、そのとき或る政府代表の演説の中に、こういふことを言つておりました。ユネスコといふものは政治団体の作る非政治団体であると言ひましたが、言葉は簡単であつて非常によくその性質を現わ

しているものと思ひます。これはやはり政府が寄り集まりまして、国を代表いたしまして作つてゐるものでございまして、政府という政治団体が作る団体でございすけれども、その団体は非政治団体である。先刻も国際連合と一緒にしたらというお話もございまして、無論国際連合の中の専門機関でございすから、それと密接不離の關係にあることは勿論でございすけれども、専門機関というものは、これはやはり一つのオートノミーと申しますか、自主権を持つておりまして、御案内の通り国際連合機関は国際連合機関で自主権を持つておりまして、而して自分の費用は各国に直接輸出金を出させておきます。WHOもそうだろうと思ひます。ユネスコもそうでございす。国際連合の歳出入の中から賄つてもらいまして、自分の必要な費用は、年々寄りました政府代表の決議によりましてきめまして、これを割り振つて銘々の国家がそれを払うのでございす。そういうような一つの自主権を持つておりますから、セクショナリズムはいけなないことですが、専門機関としてユネスコはユネスコで立つて行くということが適當であらう。いわんや政治の分野にこれが出まして、殊に平和ということを高調いたしておきます機関でございすから、これは政治の分野に余り活動いたしますことは、これは構成的にたします人の意見の相違或いは程度の相違などにおきましていろいろ微妙な問題を起しまして、このために自壊作用を起さないとも限りませんので、これはやはり政治活動をしない、こういう考え方が正しい解釈だと思ひます。

○高橋道男君 有難うございました。○平林太一君 これは参考人の各位にお尋ねをしたいと思います。私から一応きまつたことであるから私の意見を申述べて御参考にお供しまして、私の蒙を啓いて頂きたいと思ひます。こういうふうな考へるのであります。第一の所管の問題でございす。御承知のようにこの所管によりましてユネスコ運動の性格、それからこの活動というものがおのずからそこに理論のように行かないことでは、常識上、文部省の所管にすれば文部省のよくなや外務省の所管にいたしますれば外務省の性格を持つた委員会の構成が出来る。構成的に如何にかかわらず国民的なこの運動に対する受け方というものが、やはりその所管によつて受ける受け方をするので、納得をするということはこれはあり得ないことではございすけれども、事実におきましてはこういうことが避けられない問題である。それであるから只今未定にされておられるというお話でございす。また文部省と外務省の共管にするという事でありますが、これは誠に不安な事柄であるから常識上誠に敬意を表するのであります。併しこの運動を推進するためにはやはりこの問題は先ず充足において確固たる不動の形を整へることが極めて大切だと思ひます。私はそういう考へから申しまして、もと／＼このユネスコの性格が国内からできたものではない。国外からできたものである。今国際連合のお話があつたが……従つて国際的な協力運動であるから、国際協力することに

よつて我が民族の地位というものを国際的水準にこれは持つて行く。そうして更にその水準を高からしめることによつて、国際間の上に我が民族が貢献をして行くということが目的であります。から、これは政治運動であります。何か、そういうふうに私は細かく考へたくな。極めて素直に従順にあるのまゝにユネスコ運動を、ユネスコ運動そのものにこれを受入れなければならぬと思ひます。そういたしますと私はどうしてもこれは外務省の所管にするというところが極めて無理のない行き方であり、又方法であり、考へ方である。これを文部省にするということは何がやほりそこに自然を……余り思ひ過ぎをいたしました。心配をし過ぎて、その結果が又共管というふうな極めてあいまい模範たるものになりまして、そういうことがおおむね今日までの国家運動といたしましては失敗をいたしました。そのことを、私も考えさせられることが実例を挙げて多々あるのであります。是非この運動は成功せしめなければならぬ。そうしてこれは長くこの趣旨のなかに達成しなければならぬのでありますから、そこに非常に心配をいたすのであります。そこで一番無理がないのでありますから、外務省に国際協力の運動をさせる、そうすれば一番無理のないところだと思ひます。併しながら一方文部省でなければというお話が出てゐるのであります。それから、私はその点に對します杞憂を申上げるのであります。外務省にさしておきますればそういうことの弊害は少しもありません。併し文部省に

いたしますと直ちにこれを地方組織に持つて行きます。例えば教育委員会の問題も只今出てゐる。それから文教教育を通じて、文教教育上のやはり線にこの組織を持つて行く。組織と申しますか、そういう協力を求めざるを得ない事態にこれは立至るのであります。ところが御承知の通り我が国の教育委員会の現状というものを言ひます。と、終戦後におきましてあいつう制度が対外的な指導によつて出て来たのですが、ところが対外的な指導によつてできた制度そのものが、向うの制度そのまゝを受入れたのであります。その結果からいへば教育委員選挙、そうして選挙から現れて来るその教育委員会のスタッフというものがどういふことになるか。その発足をいたしましたことはいふことであります。けれども、我が国に教へられた実情とは全く相反する結果に至つたのであります。御承知の通り全国の教育委員のなかにがらみ選挙によりまして、その地方の教育者、現職教員が離職をして、そうして教育委員選挙に現れて、いわゆる学校の父兄、子弟の応援を求めて当選する。第二には、すでに教育は停年に達してやめておる。併しやというふうなことで、仕事のないのにあれいたしまして、これ又そういうものに立候補してゐる。又これが単純といひますか、多くの父兄、子弟といふものがやはり学校の先生に頼まれれば、教育委員会というものは学校の教育の仕事をしてもらふんだというので、やはりそれが否めないものであります。併し深い考へがそこに至りませんのでおむね現職の教員がやめてなるか、既

往の教員がなる。そうしてその界の現職のいわゆる教育者と相提携して協力するといふのでありますから、教育委員会といふものの性格が、教育自体の範疇からこれは出でないのであります。制度としてはもとよきつたのであります。今日我が国における教育委員会の結果といふものは、全く何か教員のいわゆる……教員と申しまして、これは大学とか高等学校は余りしてないやうであります。さすがであります。大抵地方の教育者でも、やはり教育者としては教養の低いところの地方のそういう教職員、(「失言々々」と呼ぶ者あり)それはあとで反駁して下さい、私の意見でありますから……。そういう事柄が遂にこの教育委員会の制度といふものになりましてどういふたる非難を受けておるという地方さへもあります。そういうものが選挙の一つの母体として現れておる。現に当時米軍側から参つておりました軍政部といふのがありました。選挙の結果は止むを得ない。教員がそうなたことは我々としては米国の事情から言へば残念である。併し地方議会から出す教育委員会のものだけはどうか教育者でないものをやつてもらいたい、と地方議会にはそういう要望があつたのであります。ところがこれ又地方議会に出るおる教員が、いわゆる地方の県会等に、府県会等でありまして、それに教員が出ておる。それが又いろいろに議会なり運動をして、そうしておむね教育委員になつておる。そういうやうな実例を……。(「簡単にして下さい」と呼ぶ者あり)○委員長(梅原眞隆君) 御意見は後刻にしまして参考人のかたに對する御質問を……。

○平林太一君 私は参考として申し上げておるであります。そういうことでありますから、従つて文部省の所管にこれがなつて参りますというところ、その傾向にこの運動が自然に基盤を求めなければならぬというのであります。これは一つの例であります。以てこれはその通り万般に亘つて我が国の今日の文教教育というものに対して非常に失望を感じておる。教員といふものが終戦以来殆んど逆巻の運動に教職員組合を通じて没頭しておる。そういう事実が最近の全学連まで進展して来たものと私は言わざるを得ないのであります。かような所管のものに、極めて純粋な、汚れていない、我が日本が平和を回復したとして、そして新たに充足しようというこの運動をその中に、みず／＼泥土にこれを持つて行くのは私としては忍びがたいのであります。だからそれはすつきりといひました外務大臣の所管にはつきりいたしまして、そうしてそれら教育者の協力なり、その努力を求めるといふことにすべきであると思ふのであります。これが、これに就しまして、これは根本的な問題でありますから、参考人の一つ率直な御意見を、これは施政上大切なことでありますから率直な御意見を承りたいと思ひます。

○参考人(澤田節蔵君) そのお話の御趣旨のようなことも十分、先ほどもこれまで内容で話されたのであります。が、この法案に盛り込まれたところ、文部省の所管にはなつておりますけれども、御覧の通り外務省と十分な協力をしてこれを推進して行くといふことになつておりますので、このユネスコの国内委員及びこれに属する

る部局はこれは一つ新しいものにす

る。文部省の所管といひましても、今の現在の文部省の行政機構による部局のようなものを作り上げるつもりではないのであります。局長を事務総長とし、それから今政府の考へておるところを参考にしまして、今の現在の文部省の中にあります各局の局長のような局長でなく、できれば大臣級の事務総長を置きたい、こういう検討をしております。それから先ほども私説明いたしました。現在の文部省の局でやろうといふことは、もうこれはできません。とあります。今お話の通りであります。かと言つて、現在の外務省でこれをお説のように全部、教育、科学、文化の問題を引くつるめてやるというところは、外務省の機構では大分できかねることも明らかであります。従つてこれはこの問題が国内活動と国際活動と両方ありますので、この両翼をうまく進めて行くのに、どうしても日本の今の現状ではとにかく文部大臣に所管してもらつて、そうしてさつき前田さんのお話の通りユネスコ運動は政治運動にあらずと我々考へて行つております。併し、とにかく日本の国際活動の一面を承るのでありますから、やはり国際政治のことなんかも心得ておかなければならぬ。非常にユネスコの問題については国際的に関連する問題も起つて来ると思ひます。これは外務大臣がやつて頂かなければならぬことである。併しこのユネスコの本部とか、或いは各国のユネスコの団体とかいふようなものとの連絡、情報の交換、文献の取合といふことまで一々外務大臣にやつて頂かなければならぬといふことでは、これはもう非常に煩瑣なこ

とでありまして、とにかく大所高所から

らそういうことは外務大臣に十分に心得て頂いて、そうして今お話にもありました。日本の教育界の現状は私もお話のようなことは耳にしないではありませぬけれども、そういうことがあればあるほど、やはり国内的に地盤を持つたものがよほど明敏なるなを持つて、その間をうまく配接して行くことが非常に大事でありますから、結局これらすべてを考へて見ますと、先ほど申し上げたように、ほかの国でもいろいろ問題があるのではありません。文部省に持つて来ておるものもあるし、総理府に持つて来ておるものもあるし、いろいろ悩んでおる例があります。日本もしく悩んでおる例があります。併し結論としては、これはもう皆さんの智恵を絞つて頂いた結果でありますから、これでやつて頂いたほうがよいと思ひます。あとは文部大臣と外務大臣が協力してうまくこれを運用して頂く、こういうところに持つて行つて頂くのが一番よいかと思つております。

○金子洋文君 議事進行について。平林さんの御意見は非常に重要で感銘して聞きましたけれども、非常にお長いのと、政治的な意見が入つて来るの、我々もやはり時間を急いでいる関係もありまして、主として参考人から御意見を承りたいと思ふのです。又各委員の発言はできるだけ二、三分、長くても二、三分、そういう工合に委員長とめて下さい。

願ひいたします。

○委員長(梅原眞義君) 御意見は極めて頂きまして、参考人のかた／＼の発言に対して不審の点を御説明願ひ、その程度になさいます。極く簡潔にお

ば、いわゆる外務省でやつて、そうして教員以外の者に、広く天下に人を求めるといふことでなければならぬとかうに思ふが、そういうことに對してどういふふうにお考えになりますか。

○参考人(勝本清一郎君) 今平林さんのおつしやつております問題について、別回答といふほどではないのであります。が、実情をちよつと申し上げておきたいと思ふのでございます。

教育委員会といつたようなことが今問題になりましたけれども、實際上今民間のユネスコ運動が各地の教育委員会と直接に関連があるというよりは、実はそれよりも少し下の、社会教育課とか或いは文化課といつたようなところの下で実際に働いておる人たちがいろいろ活動の関連があるわけでございます。その活動はどんなかと申しますと、やはり公民館のようなところで、展覧会をやつたり、音楽会をやつたり、講演会をやつたり、或いはその村であるとか町の中で青年たちが何か文化活動をするのを助ける、そういう民間の文化活動を助けて行くという面が実際には非常に多いのでございます。それから又ユネスコの中の例えは科学活動といつたような点でも、日本学術会議のほうのユネスコ委員会がやつておりますことは、人口問題であるとか、或いは社会緊張の調査であるとか、海洋資源の開発の問題であるとか、こういうような割合に国内的な学識者や活動する活動が行われておるわけでありまして、それで結局、先ほど国連との関係の問題がちよつと出たかと思ふのでございますが、これも結局まあ国連の専門機関、ILOならILOと

いつたようなものは労働省で扱う。或いは最近農林省の関係でFAOですか、食糧農業機関に関する活動も起つておる。そういう場合に国連にはたくさん日本の官庁が世話をするというところになると、これは各々専門の省に割振られる。そういうところから行きますと、何と言つても国内活動に関する限りは、教育とか科学とか文化とかいうことは文部省の仕事に非常に関連があるというよりはやはり実際の事情だろと思うのであります。

それから国連運動とユネスコ運動との関係、これは両方が離れていやしないかという御質問があつたかと思うのでございますが、これはユネスコ運動のほうが終戦後先に発足いたしましたので、それの中には終戦後のあの空気の、ユネスコ運動というものは単に平和運動である、こう考へてしまつた人も多かつたというところは、確かに実情だつたと思つてございまして、ユネスコは平和運動というものは、これは又ユネスコ独自のもので、教育、科学、文化という手段を通じて平和に役立つという何らかの実際の仕事をしようというところにあるわけございまして、そういう点から、ただ平和運動というものはいろいろな立場があるわけございまして、ユネスコの平和運動というものは国連の専門機関として特別な任務を持つておる。私も考へますのは、大体平和運動には、純粹の精神運動としての平和運動が世間に幾つございまして、これは宗教的なものもございまして、道徳的なものもございまして、いろいろあると思ひます。それから実力主義的、或いは

は現実主義的と申しますか、何らかの実力において平和を達成しようとする運動、これは労働組合的なもの、労働者政治的なもの、或いは政府の實際政策的なもの、その中に国連の安全保障理事会の仕事なんか或いはそういうことに入らなかつたかと思ひますが、そういう上から行くユネスコの活動というものは精神主義的なもの、この国連の仕事とユネスコの間には非常に連絡がないかのごとく見える。そうすると誤解をした人たちがあつたのであります。我々は決してそういう誤解に問題を説明してないものであります。今まであつたのは、多くの平和運動は何かの意味で精神主義的なもの、あつたのに対して、ユネスコと国連の平和運動というものは両者を総合したものである、こう考へて、若しユネスコ活動が国連と離れてしまえば、これは単なる精神運動になつてしまふ、これは又国連のほうがユネスコのような精神部門を伴つていなければならぬ、単なる実力主義的な平和運動になる。その両者が一つのものに総合されているところに非常に妙味があるものであります。そういう場合に私もユネスコの平和運動を国連と結び付けた総合的なものというように解釈をしております。こう考へる方は、最近では多くのかたが大体そういう考へをしておられる。ユネスコというものは国連の運動と全然無縁である、別個であるという考へ方は、現在のユネスコ協会に関する限り非常になくなつてゐる。そういうことは一つ私が責任を持つて申上げられると思ひます。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑はございませんか。

○國伊能君 ちよつと二、三伺いたいと思ひますが、このユネスコ活動に關します法案を審議いたしますに當りまして、世話人等で長く御検討におつた考へが、参考のために世話人等におきましてお考えになつたお考えを多少伺つておきたいと思ひます。一つお話を頂きたいと思ひます。只今澤田君がちよつとおつしやいました、文部省にこれをつけるその際に、いゝ外局というものを承りました。たが、まあそれは機構に關していろいろ考へが、文部省として、文部省に属するけれども、普通の内局に置くだけでなくて、大臣級の事務局長を置いた一つの局のようなものを置くという考へが、又文部省とも大体そういうお話しがあつたのでございませうか。

○参考人(藤本清一郎君) 最初多くのかたの御意見は内局という考へ方は殆んどなくて、大体外局であり、これは外務省のほうへできる場合でも、文部省のほうへできる場合でも、外局という考へ方であつたと思ひます。ところが準備会の段階になりました、行政整理の問題その他の情勢から考へまして、内局のほうに結局いひ込んで、實際現在のこの法案では内局と外局の中間のような形になつていひやしないかと私は思つております。

○國伊能君 それにつきまして、何かもう少し具体的な考へに発展いたしたのでございませうか。ただお考えだけで、文部省と世話人等との間に、一つ将来の形において文部省の所管として、世話人等が行くという考へが、お話しはされておるでございませうか。これを文部省の所管とすることにしまして、文部省はどうかという考へでユネスコの仕事をやるのか。

○参考人(前田多門君) 私は世話人等自体には関係していませんからそのことは存じませんが、準備会時代の議事進行状態の過程におきまして、そこまでのあれはございませう。それからまあ余りそこまで行政機構の……外局にしろとか内局にしろということまで立入つて言うのは如何でありますか、それは一つ文部省の判断に任せようじやないか……けれども藤本さんの言われる通り、仮に内局にいたしても、普通の内局よりは少し力のあるものにしたい。そこでたしか事務局長は、委員を兼ねることができると、そうあるのです。そういう規定ができたのもそこにあるのです。事務局長という、普通の事務局長ですと委員の下にあるのですが、それは委員にもなれる、それくらいに……。私の記憶では文部省のほうから話し合いがあつたと思つております。

○國伊能君 それから次に尋ねたいのですが、先ほど金子さんが質問されたのですが、この前の委員会でも非常に問題になりましたが、国内委員会が作られて、最初のスタートに當りまして委員を選ばう方は、文部大臣がそれを任命されることになりませうか。推薦をする委員会が出来ますでしょうか。

○参考人(藤本清一郎君) これは歴史的な経過を申し上げますと、要するに教育刷新審議会が総理大臣に対して建議をされます。それから一方日本學術会議もやはり建議をされます。それから教育刷新審議会と日本學術會議の間で初め世話人等が持たれた。それに対して私も全国的にユネスコ活動をやつておる立場から、やはり昨年の一月から国内委員会の問題についての研究会を持つてゐる。で、私どものほうとしては、教育刷新審議会、日本學術會議の委員会のほうから、お前たちのほうも一緒に今度世話人等に参加して欲しい、こういう御希望がありました。私のほうではつと約半年ばかり国内対策委員会といつたようなものをやりました上で、そちらの二つに合流した。この三つが世話人等としてつとと相談をして来た。そういうような経過があるのです。それで現在にお準備会といふものが存続いたしておりますから、それで若しも法案が国会を通過されまして、再び文部省は準備会を一応招集した上で、今度はこの規則にありますが、それは今後の問題で、私どものほうははつきりいたしておりました。

○國伊能君 さうでございませうか、そうすると準備会はこれで解散いたしますか。

○参考人(藤本清一郎君) そうでございませう。

○國伊能君 そうすると国内委員会

推薦委員会の委員の推薦も又文部大臣が選ばれるような形になりますか。その辺については皆さんの話し合いではどうだつたのですか。

○参考人(藤本清一郎君) これは歴史的な経過を申し上げますと、要するに教育刷新審議会が総理大臣に対して建議をされます。それから一方日本學術會議もやはり建議をされます。それから教育刷新審議会と日本學術會議の間で初め世話人等が持たれた。それに対して私も全国的にユネスコ活動をやつておる立場から、やはり昨年の一月から国内委員会の問題についての研究会を持つてゐる。で、私どものほうとしては、教育刷新審議会、日本學術會議の委員会のほうから、お前たちのほうも一緒に今度世話人等に参加して欲しい、こういう御希望がありました。私のほうではつと約半年ばかり国内対策委員会といつたようなものをやりました上で、そちらの二つに合流した。この三つが世話人等としてつとと相談をして来た。そういうような経過があるのです。それで現在にお準備会といふものが存続いたしておりますから、それで若しも法案が国会を通過されまして、再び文部省は準備会を一応招集した上で、今度はこの規則にありますが、それは今後の問題で、私どものほうははつきりいたしておりました。

○國伊能君 さうでございませうか、そうすると準備会はこれで解散いたしますか。

○参考人(藤本清一郎君) そうでございませう。

○國伊能君 そうすると国内委員会

推薦委員会の委員の推薦も又文部大臣が選ばれるような形になりますか。その辺については皆さんの話し合いではどうだつたのですか。

○参考人(藤本清一郎君) これは歴史的な経過を申し上げますと、要するに教育刷新審議会が総理大臣に対して建議をされます。それから一方日本學術會議もやはり建議をされます。それから教育刷新審議会と日本學術會議の間で初め世話人等が持たれた。それに対して私も全国的にユネスコ活動をやつておる立場から、やはり昨年の一月から国内委員会の問題についての研究会を持つてゐる。で、私どものほうとしては、教育刷新審議会、日本學術會議の委員会のほうから、お前たちのほうも一緒に今度世話人等に参加して欲しい、こういう御希望がありました。私のほうではつと約半年ばかり国内対策委員会といつたようなものをやりました上で、そちらの二つに合流した。この三つが世話人等としてつとと相談をして来た。そういうような経過があるのです。それで現在にお準備会といふものが存続いたしておりますから、それで若しも法案が国会を通過されまして、再び文部省は準備会を一応招集した上で、今度はこの規則にありますが、それは今後の問題で、私どものほうははつきりいたしておりました。

○國伊能君 さうでございませうか、そうすると準備会はこれで解散いたしますか。

○参考人(藤本清一郎君) そうでございませう。

○國伊能君 そうすると国内委員会

推薦委員会の委員の推薦も又文部大臣が選ばれるような形になりますか。その辺については皆さんの話し合いではどうだつたのですか。

ができます。国内委員を選ぶ推薦委員会を文部省が大体準備会と御相談になつておきになりますか。

○参考人(勝本清一郎君) この施行規則の十九条の二にございませう。これでやつて行くわけなのです。

○國伊能君 その推薦委員の推薦は、推薦委員は文部大臣がおきめになるのですか。

○参考人(勝本清一郎君) 初めの準備会では、最初一応法案についてのいろいろ協議すると言いますか、いろいろ話し合ひがございまして、それでそれを一応文部大臣に答申する。答申をいたしまして、その段階が終りまして、それが第一の段階、それからそれによつて文部省が法案を作成されて国会に提出する。そうすると国会をそれが通過しますと、次にその法案に則つて、それから先に委員の人選問題になるのですが、それを準備会に再び諮問されるという二つの段階に考へておられると思うのです。

○國伊能君 それから前田さんにこの間おいでになりました関係で伺いたいと存じますが、我々ユネスコ問題は国内におきましていろいろ準備してありますが、まあいろいろ運動を起しております。国外におきまますユネスコ活動というものの関係がまだ我々のところには、直接よく見たわけでもないのだから、わかつておりませんが、その点に關して国外で活動いたします範圍は相當広いものと存じますが、その点について日本の国内委員会がございしても、国外における活動を十分ならしめるという点におきまして、この法律以外に出るかも知れませんが、大体御意見があらましたらいかがい。

○参考人(前田多門君) その点は所管の問題にも多少触れると思つたのでございしますが、なぜやはり文部省のほうにこれを持つて行かなければならんかと言いますと、国内委員会というものは、のつてに申上げました通りに、國際的にもいろいろ交渉を持ちますと同時に、むしろ国内的に非常に活動しなければいけない問題だと思つたのでございします。殊に私はアメリカの国内委員会の活動が実に活発で、そして量から行きまして、質から行きまして、実に活躍しておられることに私は非常に感じてゐるわけでございますが、本當の国内委員会というものはあれくらいにやらなければいけません。国内活動を盛んにやりまして、アメリカでは国内におけるユネスコ總會というものが毎年ありまして、これは大変大勢集まるのです。そして国内において非常な活動をして、その活動の集約されたものが毎年國際總會のほうへ出るというやうなことで、ああいうやうに日本もなつて行かなければならんということを我々考へましたわけでは、やはり国内委員会というものがございまして、いわゆる小異を捨てて大同について、あらゆる国内のそういう教育、科学の団体と手をとつて、国内活動を盛んにやらなければならん、そういう性格を持つてゐるやうに私は感じて歸つて参りました。

○國伊能君 有難うございしました。そうすると国内活動は只今のやうなわけでございますが、それに連関して、日本とアメリカと多少事情が違ひます。これはどういふ違ひにおりますか、言語が違ひますといういふ点から、やはり国外において、少くとも国内の運動を伝達するのには、一つの役目としてユネスコ本部その他にユネスコ内委員自體の人を派遣して常置しておくといいことも必要と感ぜますが、その辺の予算面の措置はとつていないやうに考へますが、その辺のお考えは如何ですか。

○参考人(前田多門君) これは外務省の當局のかたでなければ權威のある答へはできないと思ひますが、私の知つてゐる限りを申上げますと、お話の通りにパリにありまますユネスコ本部と、実は日々と申してもよいほどいろいろ交渉が多いのでございします。加入国として取りあへず外務省のパリ駐在の萩原事務所長に委任いたしました、一種の非公式の常駐代表といふやうにして事務に當つてゐるわけでございます。經費はどうなつてゐるかわかりませんが、今後ますます国内委員会等の整備がございまして、国内におけるユネスコの活動というものが盛んになりますと、更に本當の常駐、御承知の通りに戦争前にはILOの關係におきましてはジュネーブにおける常駐、代表事務所というものがございしました。そういうものが將來できるやうになるかも知れないと思ひますが、それは私の推測でございます。

○國伊能君 それからもう一つ伺ひますが、分担金は相當にこれは多く、従来いろいろの國際會議、國際団体に参加しますときに、当初におきましては非常に熱心であり、又そういう予算も出しました。それがだんだん年を経るに従ひまして、分担金その他の支払が熱がなくなりまして、それも考えればこの国内予算よりも分担金が多いか

と思ひますが、分担金の支払につきましては相當多額のものでございします。それを日本政府がユネスコに對して分担金をまけてくれといふやうなお話もあつたといふやうなことを聞きますが、分担金を永続的に支払つて行くという考へから、分担金が多いか、その辺の事情はどういふやうになつておりますか。

○参考人(前田多門君) これも政府當局のやうな責任ある答へはできませんが、私の知つてゐるだけをお話しますと、今年のユネスコ全体の費用が八百七十万ドルであつたかと記憶しておりますが、その中で日本は國民の所得總額に比例いたしました分担額をきめま

す。日本はたしか一・六から一・八です。金で申しますと十五万ドルぐらゐでございしようか、よく直して下さいませんと違つてゐるかも知れませんが、十五万ドルぐらゐになつております。まけてくれといふたやうなお話は、これは私も多少責任があるのです。一番最初に入りました。殊に二十六年度は何も仕事をしないのでありますから、殊に賠償問題も控えておりますから、これを案に日本が払える場合でもございませぬから、最初は國力も疲弊してゐる關係もあり、成るだけ安い分担金を割當ててもらつたやうに、これは政府の訓令によつて申したこともあります。併しこれは規則でやんとしまつておりました。我が國の所得總額に比例するのでありますから、國民の總所得の國際的な統計がいじれない限りは、これによつて出て来るので、これはまけてくれといふことはできないと思ひます。日本は御承知の通

りにとかくの批評がございしますが、國際連盟の分担金にいたしましたも、私が昔關係しておりましたが、國際労働機關の分担金につきましても、払うことは実にきちんと払つておりました。よその國よりその点に成績がよいのです。ただ國際労働機關は脱退いたしました。年によつとやけになつたせいでございします。その年の分を払ひませぬので、それが問題になつたのでございします。これは經濟的な事情でございします。今後は私は日本人の一つのいい特徴である点の、分担金などを渡つたりすることは決してないやうにいたしたいと思ひます。

○金子洋文君 國さんのお話に關連して釘本課長にお聞きしたいが、今お話をなつた外局の問題、この間の委員会ではあなたのお客弁はたしか外局にきまつたといふやうに私は聞いたのですが、これが一点。それから法案が通過した後に附則その他の問題を準備委員会にかけるといふやうな、かけるかも知れないといふやうな話があり、私の聞いたところでは、準備委員会というものはもう解散になつたといふやうにあなたから聞いたやうに思ひますが、その点、この二点を一つ……

○政府委員(釘本久春君) 只今のお話の出ました外局か内局かという点につきましては、この法案で規定しましたことは、内局でもなし外局でもありません。委員会の際にも申上げたかと思ひますが、いわゆる國家行政組織上の八條の機關でございまして、文部大臣の所轄機關といたしまして、例へば國立教育研究所とか、遺傳學研究所とか、國立大學校、そういうふうになら

文部本省には法制上には関係のない機関なのでございます。従いまして内局でもない、外局でもない。その意味は先ほど参考人の澤田氏からもお話がございましたし、又勝本氏からもお話がございましたが、準備委員会におきましては、成るべく直接に文部大臣の権限を伴つて下げて来る行政命令にすぐ縛られてしまわないような、行政機関の事務的ないろ／＼な要求にすぐ縛られてしまわないような、相当自主性を持つた機関が望ましいという御意見も取入れまして、又国際的な状況も判定いたしましたして、そういう所轄機関でございますが、文部省から独立した機関、内局でもない、外局でもないのがあります。

第二の点につきましては、二十五人以内の国内委員会第一回委員推薦委員はどういうかたを選ぶかということ、文部大臣がおきめになるわけでございますが、それについて準備会に諮問されるかどうか、今の段階では慎重に考慮されている段階でございます。準備会は解散されたということは私申し上げたことではないのであります。と申しますのは、準備会は国内委員会の設立について必要な事項について文部大臣が諮問しておられますので、私ども関係官の心組みといたしましては、無事にこの国会を通過いたしましたして成立する見込がございましたらば、それを準備会の設立についていろ／＼御苦心になりました委員のかた／＼に御報告する段階が最後の段階だ、かように考えておるわけでありまして。

○委員長(梅原眞隆君) 他に御質疑はございませんか。別になければ、これで連合委員会を閉じたいと思ひますが、

御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(梅原眞隆君) それでは終りに当り、参考人のかた／＼に一言お礼を申し上げます。本日は長時間お待たせいたしましたし、且つ貴重な御意見をお伺いいたしました。誠に有難うございました。深くお礼を申し上げます。

次回は文部、外務両委員長で協議いたして決定したいと思ひます。本日はこれにて散会いたします。午後五時十二分散会